

令和4年6月24日

技術基準検討会概要

1. 日時：令和4年6月24日（金）10：00～12：00
2. 場所：中央合同庁舎3号館6階鉄道局大会議室（ウェブ併用）
3. 議事：防犯関係設備や非常用設備に係る検討について
4. 概要：
 - 車内非常用設備等の表示に関するガイドラインについて

事務局からの説明後、以下の意見交換がなされた。

<学識経験者>

（河本委員）

- 表示共通化について、設備の名称やピクトグラムはわかりやすい。
- 小田急電鉄・京王電鉄の事件を受けて、非常用ドアコックの注意書きに「走行中は操作しないでください」と記載されたことは重要である。

■ 「防犯カメラ設置の基準に係る論点整理及び検討の方向性（案）」 及び「今後の進め方」について

事務局からの説明後、以下の意見交換がなされた。

<学識経験者>

（板橋委員）

- 防犯カメラについて、技術基準省令に規定するのが適切か、全国一律に基準化するの適切であるか疑問があったが、新規省令も含めた検討や対象範囲の検討の方向性が示されたことは前進した。
- 既に設置が進んでいる事業者もあり、努力義務の方向性もあるのではないか。
- わが国ではセーフティについて、歴史的に敏感に対応してきたが、悪意のある意図した犯罪者やテロリストからの攻撃に対するセキュリティというのはこれまで考えられてこなかったのではないかと考える。鉄道のセキュリティについて、包括的に検討する場を設けるのも1つではないか。

（事務局）

- セキュリティについては、頂いた意見を踏まえ今後も検討させて頂く。

（河本委員）

- そもそも鉄道営業法は目的が明記されていないため、同法の目的として運輸安全とともに運輸セキュリティの概念を盛り込むべきではないか。
- 新規省令も考えるという案が方向性に記載されているが、その目的や内容のイメージを教えて欲しい。

- 新規省令を作る場合、かなりの時間がかかるものと想定されるため、今回まとめた要件等について、省令が完成するまでの間はガイドラインを示して進めていくことは考えられないか。
- 義務化に反対の意見がでていますが、一番大切なのは防犯カメラの設置をどう進めていくかということであり、義務化ということでないとするれば、どのような方法があるのかということも含めて検討した方が良いのではないか。

(事務局)

- 新規省令は、セキュリティの概念を整理して組み立てるものと考えている。
- 小田急線の事象を受け、暫定的な対策としてカメラの増備を各事業者をお願いする対応は行っているため、一刻も早い省令の策定を目指したい。
- 省令策定の手続きにはそれほど時間はかからないと考えている。
- 義務化の意味するところが相当幅のあるものであり、技術基準省令に規定することだけではないことは今回示させていただいた。社会的要請に対して鉄道業界がどう答えるのかである。

(富井委員)

- 車内の防犯カメラにばかり注力するのかという理由が全く書かれていない。
- 新規省令であっても、防犯カメラを義務化するのであれば、故障しても良いが修理しなくても良い、とはならないと考える。
- 防犯カメラの効果、通信の維持費、既に設置が促進されていること等から、義務化することは考え直した方が良いのではないか。

(事務局)

- 車内の防犯カメラの検討については、密室で逃げ場がなく、いざ事件が起きた際の不安感等を解消する必要があると考える。
- カメラの修理については、各社で定めたメンテナンスのルールを踏まえ、どこまでを基準に縛るのかは今後の基準の作り込み次第と考える。

(近藤委員)

- セキュリティというのは鉄道事業者が担保すべきことなのか。
- 省令に規定してセキュリティを向上するという考えはわかるが、義務化によりセキュリティを担保することが現実問題としてできるのか。

(事務局)

- 社会的要請としては、鉄道車両内の管理をしているのは鉄道事業者であるので、それをどの程度まで担保すべきなのかという議論であって、それを担保しなくて良いという議論をすべきではない。カメラを付けたから犯罪がゼロになることは誰も思っておらず保証できないのはおっしゃるとおりであるが、社会的要請があるということは、改めて強調させていただきたい。

(古関座長)

- 近藤委員は、防犯カメラの車内設置を批判的に言われたら困るのではないかとこの懸念であり、社会的要請で付ける方向には積極的な意見ではないか。

(近藤委員)

- 経営努力あるいは経営判断ということを考慮した上で、それでも義務化ということになれば、技術的にはかなり難しいということだけは強調させていただく。

(板橋委員)

- 資料2、7Pに「新幹線は社会的な役割の大きさに鑑み」と表現されているが、それは在来線でも同じである。「交通の動脈である」とか、「高速で走行する」といった説明が必要ではないか。
- 今回の議論と直接は関係しないが、非常用ドアロックについて、操作がされると車両の走行中でもドアが開くということなのでその運用については技術基準検討会で検討すべきではないか。
- セキュリティについてどこまで鉄道事業者が行うべきなのかという議論について、マドリードの列車爆破事件以降に国土交通省が鉄道テロ対策に関するベストプラクティスと同時に鉄道テロ対策についての危機管理レベルの設定について示しているので、鉄道事業者自体のセキュリティの役割はあると感じている。

(事務局)

- 新幹線の記載については修正を検討する。

(古閑座長)

- 安全な車内を作っていきたいという想いは全員共通の認識であることは確認できている。しっかりと検討を進めていただきたい。

<鉄道事業者・関係団体>

(JR 東日本 大森委員)

- 弊社として、防犯カメラの設置はしっかり進めて行くことを前提として、技術基準省令はセーフティを意図して制定されたものと認識しており、セキュリティの概念を追加することは馴染まないと考える。
- 現在の防犯カメラは省令に規定できる性能のものではない。
- 鉄道車内における防犯カメラの設置の義務化は、一般の店舗や道路における防犯カメラ整備と整合性が取れるのか疑問である。
- 防犯カメラの設置の促進の議論にあたっては、費用負担の在り方についても検討が必要と考える。
- 防犯の内容、例えばカメラの録画機能やリアルタイムでの視聴の有無など、セキュリティ上の重要な事項を議論するにあたっては、防犯上懸念があり非公開としていただきたい。

(事務局)

- 課題をクリアする方向で、新規省令への位置づけも含め、これから検討を進めていきたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

(京成電鉄 持永委員)

- 既存の車両にカメラを直ちに義務付けることは慎重に考えて頂きたい。
- 性能面について、既設のカメラの性能を否定するような規定のないようにお願いしたい。
- 体力的、金銭的に、中小事業者は厳しい状況にあるので、中小事業者へのカメラの設置というのは慎重に考えるべき。

(事務局)

- 既存車両については、大規模改修時に適用するものであり、直ちに設置を求めることにはならないと考えている。

- 対象範囲については、3大都市圏等、対象とするエリアや路線を吟味しながら検討を進めていく。

(JR 西日本 前田委員)

- 新幹線・近畿圏の車両にカメラの設置を進めているところであるが、基本的には鉄道事業者の経営努力として事業者が判断して設置し、メンテナンスをしていくような性格が適すると思う。
- 新規省令であっても義務化すれば、技術基準省令と同様の課題が出てくると考える。
- 費用負担については、運賃改定の規制緩和なども含めた様々な制度について検討が必要ではないか。

(事務局)

- 義務化ありきということではないが、積極的に設置を進めている事業者もあれば、設置が遅れている事業者も存在する中でどういった進め方が一番効果的なのか検討していきたい。
- 技術基準省令の課題をクリアする方向で、新規省令への位置づけも含め、これから検討を進めていきたい。
- 費用負担については、色々な施策と関連するものであるが、今後検討していきたい。

(日本車両機械技術協会 守田委員)

- 義務化については反対である。鉄道事業者は、義務化による設備のコストあるいはメンテナンスのコストの増加となる。
- 鉄道事業者が乗客へのサービスあるいは安全運行のために努力して、優先順位の高い順に設置を考えていくべきものである。
- 今後の進め方について、十分に時間をかけてセキュリティ全体の中で決めていく必要がある。

(事務局)

- 新規省令は、セキュリティの概念を整理して、カメラだけでなく他のことも含めて検討していく。
- 着実に進めていくという観点や社会的要請に応じていくという観点も踏まえる必要があると考えるが、いただいたご意見を踏まえながら検討していく。

以上